

国立大学法人東京医科歯科大学謝金支給要項

平成19年11月1日
制 定

(目的)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学における謝金の支給に関する事務の取扱いについては、他に特別の定めのある場合を除くほか、この要項の定めるところによる。

(謝金の種類)

第2条 謝金は、その内容に応じ次のとおりとする。

- (1) 講演謝金
- (2) 講義謝金
- (3) 指導助言実技実習等謝金
- (4) 単純労務謝金
- (5) 研究被験者謝金
- (6) 通訳謝金
- (7) 翻訳謝金
- (8) 原稿執筆謝金
- (9) 原稿翻訳校閲謝金
- (10) 会議出席謝金
- (11) 入学試験協力謝金
- (12) 解剖体謝金
- (13) 病理解剖謝金
- (14) 納骨堂管理謝金
- (15) 施設見学謝金
- (16) 外国人留学生チューター謝金
- (17) その他の謝金

(事業実施上の手続)

第3条 謝金を伴う事業の実施については、次の取扱いによるものとする。

- (1) 謝金を伴う事業を実施する場合、実施部署は所属長及び予算の責任者、研究代表者又は主任研究者の承認を経て、総務部人事労務課から確認印を受けたうえで、謝金申請書を当該事業を実施する期日までに財務部財務経理課、医学部附属病院事務部管理課又は歯学部附属病院事務部総務課（以下「担当課」という。）に提出し実施するものとする。
- (2) 実施部署は、事業実施後、終了報告書を担当課に提出し支払いを依頼するものとする。
- (3) 担当課は、その支払いの要因となる事業の実施確認を行い、支給手続を行うものとする。

(謝金の支給)

第4条 各謝金の支給単価については、別表に規定する基準単価を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由により基準単価を超えて支給する場合又は別表の項目、内容に該当しない謝金を支給する場合は、謝金申請書に特別単価設定申請書を添付し、予め経理責任者に算定単価の承認を得るものとする。ただし、契約又は委託の相手方の事務処理要領若しくは当該要領に準ずるもの（以下「要領等」という。）による謝金単価に基づき支給する場合は、要領等の単価算定の根拠となる部分の写しをもって特別単価設定申請書に代えることができるものとする。

3 事業の実施に当たり、交通費、食事代等諸雑費、素泊料及び旅行雑費を支給することが必要と認められるときは、国立大学法人東京医科歯科大学職員旅費規則（平成16年規則第68号）に定める範囲内の旅費相当額を含めて支給できるものとする。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、謝金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成19年11月1日から施行する。

2 国立大学法人東京医科歯科大学諸謝金支給基準（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則（平成20年5月30日制定）

この要項は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日制定）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日制定）

この要項は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年11月6日制定）

この要項は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日制定）

この要項は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成26年11月4日制定）

この要項は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日制定）

この要項は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年9月29日制定）

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年7月19日制定）

この要項は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月1日制定）

この要項は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(別表)

謝金基準単価表

項目	基準単価(上限額)	内容	所得税法該当条文・税率	消費税
講演謝金 特別講演	1回当たり 57,000円	記念式典や記念講演的な性格を有し特別なテーマで全学教職員・学生等を対象に著名人に依頼し支払う謝礼	204条 国内在住者は10%、非居住者(外国人)は20%	課税
一般講演	1回当たり 36,000円	専門的なテーマについての講演を学外者等に依頼し支払う謝礼		
講義謝金	1時間当たり 6,000円	本学学生等に対する特別講義を依頼し支払う謝礼	204条 10%(授業は月額表乙)	課税 (不課税)
指導助言実技実習等謝金	1時間当たり 5,000円	教育・研究及び診療の手法指導助言を依頼し支払う謝礼	204条 10%	課税
単純労務謝金	1時間当たりの単価は、「国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則第7条の2」に規定する時間給額とする。	資料収集や会場整理等の単純労務を(労働者性のない場合に限り)学生等に依頼し支払う謝礼	185条 3%以上月額表の乙欄適用	不課税
研究被験者謝金	1回当たり 5,000円	被験者として研究の協力を依頼し支払う謝礼	源泉徴収を要しない0%	課税
通訳謝金 逐次(英語)	1日当たり 80,000円	国際会議、国際シンポジウム等で通訳を依頼し支払う謝礼 ※8hを超える場合は時間単価に25%増	204条 10% 同一人に対し、1回で支払う額が100万円を超える場合は20%	課税
逐次(その他)	" 80,000円			
同時(英語)	" 85,000円			
同時(その他)	" 85,000円			
翻訳謝金 和英(200ワード)	原稿1枚当たり 6,300円	学外者又は本学教職員・学生等に翻訳を依頼し支払う謝礼	204条 国内在住者は10%、非居住者(外国人)は20%	課税
英和(400字詰)	" 3,200円			
その他和(400字詰)	" 4,200円			
原稿執筆謝金 随想・提言(400字詰)	原稿1枚当たり 2,200円	学外者又は本学教職員・	204条	課税

一般原稿（400字詰）	＼	1,600円	学生等に原稿作成を依頼し支払う謝礼	10%	
外国語原稿（300ワード）	＼	3,800円			
原稿翻訳校閲謝金					
外国語1枚（200ワード）	原稿1枚当たり	3,200円	学外者又は本学教職員・学生等に原稿の翻訳校閲を依頼し支払う謝礼	204条 10%	課 税
会議出席謝金					
外部倫理審査委員会（役員クラス）	1回当たり	24,000円	本学で実施する会議・委員会において、学外者等に出席依頼し支払う謝礼	185条 3%以上月額表の乙欄適用	不 課 税
審議・協議委員会（部局長クラス）	＼	18,000円			
協力者会議等（一般）	＼	12,000円			
入学試験協力謝金					
問題作成	1回当たり	20,000円	本学で実施する入学試験等において、問題の作成、採点及び適性検査の依頼をし支払う謝礼 試験補助者は試験監督補助、会場整理等を学生に依頼し支払う謝礼	185条 3%以上月額表の乙欄適用	不 課 税
採点謝金	1枚当たり	200円			
適性検査謝金	1回当たり	10,000円			
試験補助者（学生）	1時間当たりの単価は、「国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則第7条の2」に規定する時間給額とする。				
解剖体謝金					
祭祀料	1件当たり	30,000円	解剖体の提供遺族に支払う謝礼	源泉徴収を要しない0%	課 税
斡旋料	＼	30,000円			
病理解剖謝金	1件当たり	10,000円	病理解剖の依頼を受け支払う謝礼	源泉徴収を要しない0%	課 税
納骨堂管理謝金	半年当たり	150,000円	納骨堂の管理を依頼し支払う謝礼	源泉徴収を要しない0%	課 税
施設見学謝金	1件当たり	6,000円	本学学生等が施設等の見学をした際に支払う謝礼	源泉徴収を要しない0%	課 税
外国人留学生チューター謝金	1時間当たり	1,300円	本学学生が外国人留学生に個別課外指導をした際に支払う謝礼	185条 3%以上月額表の乙欄適用	不 課 税
その他の謝金	実状を勘案し積算		上記項目、内容に該当しない謝金		

※本表は、謝金の標準的な支給基準額を示したものであり、予算額、事業内容等を勘案し、原則として年度を通じ統一単価で支給するものとする。なお、本表の基準単価を越えて支給する場合又は本表の項目、内容に該当しない謝金を支給する場合は、第4条第2項

によるものとする。